



交通安全ニュース

(一社) 滋賀県トラック協会 安全環境委員会

令和 8年 6月

第183号

職場での熱中症対策が義務化

令和7年6月1日施行の改正労働安全衛生規則により、職場での熱中症対策が事業者に義務付けられました。

1. 事業者求められる3つの必須取り組み

- ① 早期発見のための体制整備
(乗務前後の点呼時における体調確認の徹底、WBGT値〈暑さ指数〉のチェック)
- ② 重篤化防止のための措置・手順の作成
(万が一、ドライバーが搬送される事態になった場合の連絡ルートや応急処置マニュアルの整備)
- ③ 関係作業員(ドライバー・運行管理者等)への周知徹底

2. 現場での対策

車内のエアコン作動チェック、荷役作業(積み降ろし)時のこまめな水分・塩分補給と休憩の指示、遮熱帽や冷感グッズの支給などを進めてください。

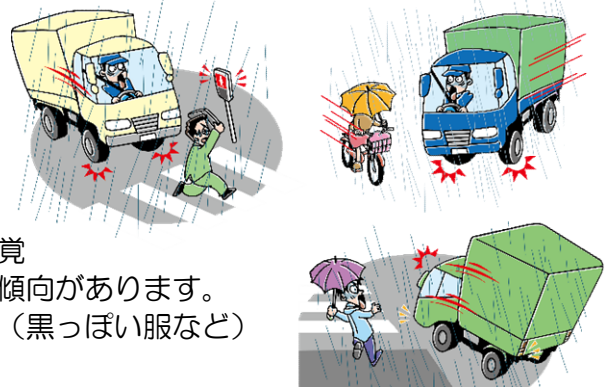


梅雨時期の安全運転 スリップと「見落とし」の防止

多くの地域で梅雨入りを迎える6月は、雨天時の交通事故リスクが跳ね上がります。特に以下のポイントをドライバーへ周知してください。

1. 「ハイドロプレーニング現象」と視界不良への警戒

- ① 雨の降り始めは、路面の油分や泥が浮き上がり、最も滑りやすくなります。スピードを通常より10~20km/h落とすよう指導してください。
- ② タイヤの摩耗(溝の深さ)や空気圧の日常点検をいつも以上に厳格に行いましょう。



2. 歩行者・自転車の見落とし対策

(特に高齢者や子供)

- ① 雨の日は傘やレインコートで歩行者の視界・聴覚が遮られており、トラックの接近に気づきにくい傾向があります。
- ② また、薄暗い夕暮れ時や夜間は、歩行者の服装(黒っぽい服など)によって発見が遅れがちです。
早めのヘッドライト点灯(スモールではなくロービーム)を徹底させてください。

健康起因事故の防止 梅雨時の「自律神経の乱れ」に注意

季節の変わり目で寒暖差が激しく、気圧の変動も大きい6月は、ドライバーの疲労が蓄積しやすい時期です。

1. 睡眠不足と漫然運転の防止

- ① 「なんとなく体がだるい」「寝苦しくて熟睡できない」といった体調不良が、運転中の集中力低下や居眠り運転につながります。
- ② 点呼時は、数値的なチェック(アルコール等)だけでなく、「顔色」「声のハリ」「睡眠時間の自己申告」など、いつも以上の丁寧な対話で健康状態を見極めてください。

掲示用

STOP 熱中症

熱中症対策は 事業者の義務です!

熱中症は正しく対応すれば重篤化を防げます。
熱中症について正しい知識を身につけ、適切に対処しましょう。

陸運業における熱中症のおそれのある者に対する処置（フロー）

対象となる作業

WBGT(暑さ指数)28度以上
または、気温31度以上の環境下



※WBGT値はWBGT指数計又は環境省HPで確認



連続1時間以上または、1日4時間
を超えて実施が見込まれる作業

- ①自覚症状がある場合
- ②熱中症のおそれのある者を発見した場合

熱中症が疑われる症状例

【自覚症状】

めまい、筋肉痛・筋肉の硬直（こむら返り）、
頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温など

【他覚症状】

ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣など

作業離脱→身体冷却

意識の異常等

返事がおかしい、ぼーっとしている

自力での
水分摂取

できる

できない

救急隊要請 119

経過観察

回復

医療機関への搬送

回復

救急隊を要請すべきか判断に迷う場合

安易な判断は避け、

救急安心センター事業（#7119）

等を活用するなど専門機関や医療機関に相談し
専門家の指示を仰ぐこと。

- 医療機関までの搬送の間や経過観察中は、一人にしない。
- 単独作業がある場合、あらかじめスマートフォンの「緊急電話」の連絡先に、安全衛生推進者、衛生管理者等を指定することにより、常に連絡できる状態を維持する。

回復後の体調急変

回復後の体調急変等により症状が悪化する場合、安全衛生推進者、衛生管理者等に連絡
→フローは「意識の異常等」に戻る。

※このフローは、厚生労働省作成「職場における熱中症対策の強化について」リーフレットを参考にして作成したものです。

作業場に掲示し、迅速かつ適切に対処できるようにしましょう。

安全担当者等の緊急連絡先



陸上貨物運送事業労働災害防止協会



公益社団法人
全日本トラック協会